

第74回中小企業団体全国大会 長崎大会

令和4年**11月10日**(土) 14:00～16:30

場 所：出島メッセ長崎

参加費：6,000円

本大会は、全国約3万組合から収集した意見を大会決議としてとりまとめ、内外に広く表明するとともに、政府等に対して中小企業の実情と振興施策を訴えることを目的に毎年開催されます。

なお、本会独自の「中央会コース」では、長崎県と佐賀県を巡り、歴史と文化を堪能していただくツアーを企画しております。是非とも中央会コースでご参加ください。

中央会コース

◆日 程 11月9日(水) 8:00～11日(金) 19:00

◆集合場所 高崎駅東口

◆視 察 先 ①長崎県・軍艦島上陸クルーズ
②佐賀県・伊万里焼窯元めぐり

◆宿 泊 先 長 崎 市・J R九州ホテル長崎〈1泊目〉
佐世保市・弓張の丘ホテル〈2泊目〉

◆参 加 費 175,000円(宿泊シングル)
170,000円(宿泊ツイン)
(上記参加費は、大会参加費・交通費・宿泊費・飲食費等を含みます。)

◆行 程 右記の通り

◆締 切 9月30日(金)

1日目(11月9日)

集合・出発 高崎駅東口

長崎市内観光

懇 親 会 「史跡料亭花月」

2日目(11月10日)

視 察 軍艦島上陸クルーズ

全 国 大 会 出島メッセ長崎

懇 親 会

3日目(11月11日)

視 察 伊万里焼窯元めぐり

昼 食 イカ活き造り

到着・解散 高崎駅東口

お問い合わせ 経営支援部業務課(TEL.027-232-4123)



7月20日は中小企業の日

～ 7月20日は「中小企業の日」・7月は「中小企業魅力発信月間」～

中小企業の日とは

中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成する機会を国民運動として提供していくため、官民で集中的に中小企業・小規模事業者に関連するイベント等を開催する取り組みです。

実施方針

■実施時期

中小企業基本法の公布・施行日である7月20日を「中小企業の日」、7月の1ヶ月間を「中小企業魅力発信月間」とします。

■内容

関係省庁(中小企業庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)や、関係団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、中小企業家同友会全国協議会)の協力の下、地域の中小企業・小規模事業者に関わるイベント(シンポジウム、セミナー、商工祭等)を開催します。



7月20日は中小企業の日

【ロゴマークの意味】

日本経済を支えている多くの中小企業・小規模事業者を柱に見立て、緑の矢印で「企業の成長」を表現しています。

昭和、平成、令和と時代が移りゆくなかで中小企業はいつの時代も日本経済を支え続けています。

さらに日本を元気にするために“ホップ、ステップ、ジャンプ”と令和時代にさらに飛躍することの期待を込めつつ、中小企業庁のロゴにもある楕円の線とその先端の丸いオブジェクトを配し、不変の支援を続けていく決意も表現しています。

(お問い合わせ先)

中小企業庁 長官官房 総務課

電話：03-3501-1511(内線5151～5) 03-3501-1768(直通)

E-mail：chusyokigyonohi-toiawase@meti.go.jp

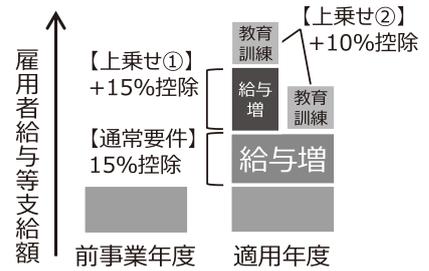


中小企業庁
ホームページ

中小企業向け 賃上げ促進税制の概要

中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以降に開始される事業年度（個人事業主については令和5年分）が対象となります。



制度の概要

適用期間：R4.4.1～R6.3.31までの期間内に開始する事業年度が対象
個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年が対象

適用要件

税額控除

【通常要件】

雇⽤者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加



控除対象雇⽤者給与等支給増加額の15%を法人税額又は所得税額から控除

【上乗せ要件①】

雇⽤者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加



税額控除率を15%上乗せ

【上乗せ要件②】

教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加



税額控除率を10%上乗せ

※控除対象雇⽤者給与等支給増加額の上限：調整雇⽤者給与等支給増加額が上限となります
※税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります

令和4年度改正による主な変更点

- ✓ 上乗せ要件を簡素化&控除率引き上げ（控除率最大40%）
- ✓ 教育訓練費増加要件に係る明細書の「添付義務」を「保存義務」へ変更
- ✓ 経営力向上要件は廃止

旧制度

適用期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については、令和4年）

適用要件（通常要件）

控除率

雇⽤者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加

15%

適用要件（上乗せ要件）

控除率

雇⽤者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと

+10%

①教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること
②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること

新制度

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年）

適用要件（通常要件）

控除率

雇⽤者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加

15%

適用要件（上乗せ要件）

控除率

雇⽤者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加

+15%

教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること

+10%

※経営力向上要件は廃止

ホームページ・お問い合わせ先

■ホームページのご案内

中小企業向け賃上げ促進税制ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

WEBで検索

中小企業庁 賃上げ促進税制

検索



(参考) 大企業向け賃上げ促進税制ホームページ

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

WEBで検索

経済産業省 賃上げ促進税制

検索



■お問い合わせ先のご案内

中小企業税制サポートセンター

TEL : 03-6281-9821 (平日9:30~12:00、13:00~17:00)

※ 中小企業税制サポートセンターは、制度の概要等についてご案内します(個々の事例における税制の適用可否を判断するものではありません。)。また、ご質問によっては確認が必要なため、回答までに1週間程度お時間を要する場合があります。

明細書の記入方法等、税務手続きに関するご質問は、近隣の税務署・労務局・ハローワーク等、下記までお問い合わせください。

【よくあるご質問 Q & A集】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai03qanda.pdf>

【国税庁：税についての相談窓口】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>

【ハローワーク】

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

租税特別措置法等の条文については、以下をご覧ください。

【e-Gov法令検索】

<https://elaws.e-gov.go.jp/>